

75歳以上の方へ
(一定以上の障害による認定を受けている
65歳以上の方)

4月から「後期高齢者医療制度」が始まります

これまでご加入の健康保険から、一人一人が個人で後期高齢者医療制度に加入することになります(原則として、加入手続きは必要ありません)。

【問合せ】高齢者医療保険制度準備担当(本庁舎2階)
☎ (5273) 4203~

新しい被保険者証のイメージ

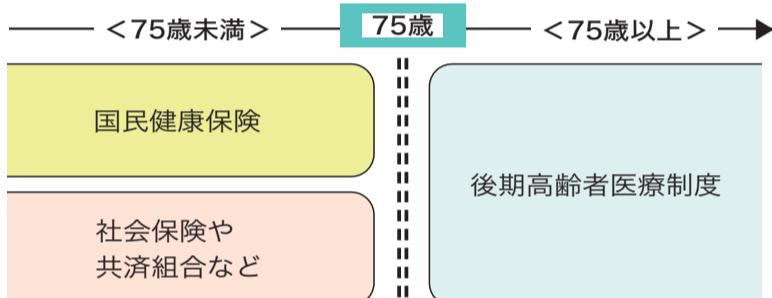


新しい保険証は1人1枚、3月下旬に、ご自宅に郵送します。



制度の運営は「東京都後期高齢者医療広域連合」が行い、窓口での申請や保険料のお支払いなど身近な事務は、これまでどおり新宿区が行います。

後期高齢者医療制度加入のイメージ



75歳から、これまでご加入の健康保険から、一人一人が個人で後期高齢者医療制度に加入することになります(原則として、加入手続きは必要ありません)。

例えば、社会保険や共済組合などに加入していたご夫婦の場合、被保険者の夫が75歳となり、妻が75歳未満で扶養されていたときは、夫は後期高齢者医療制度に移行するため、他に扶養する方がいなければ、妻は国民健康保険に加入(届け出が必要です)します。

ただし保険によっては、従来の保険を継続できる場合がありますので、会社等に確認をしてください。

窓口での自己負担割合

【一般】
1割



【現役並み所得者】
3割

病院の窓口で支払う自己負担の割合は、原則として、これまでの老人保健と同じ1割(現役並み所得者は3割負担)です。

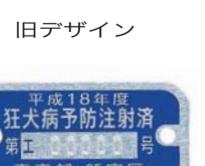
4月1日(火)からデザインを変更

犬の鑑札と狂犬病予防注射済票

鑑札見本



狂犬病予防注射済票見本



国民健康保険被保険者証・高齢受給者証の更新



20年4月1日現在75歳未満の方で、被保険者証および高齢受給者証の有効期限が20年3月31日までの方へは、新しい証を3月下旬に送ります。

【問合せ】国保年金課国保資格係(本庁舎4階)
☎ (5273) 4146~

国民年金保険料のお知らせ

■20年度(20年4月~21年3月分)の保険料

月額14,410円(310円引き上げ)で、年額172,920円となります。

■前納割引がお得です

20年度の保険料を口座振替で1年前納すると、年間3,620円の割引になります。6か月前納(980円割引)・毎月早割(1か月50円割引)があります。

口座振替前納の申し込みは2月29日(金)まで、口座をお持ちの金融機関・郵便局または社会保険事務所で受け付けています。

現金でお支払いの場合は、1年前納で3,070円、6か月前納で700円の割引になります。

【問合せ】新宿社会保険事務所☎ (5285) 8617~